

# 県産農林水産物を主原料とする加工品の放射性物質 検査費用への助成について

(青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業)

加工品の放射性物質検査を行う場合、検査料金の2分の1に相当する料金を負担することで検査を受けることができます。

## ■ 対象

県内農林水産物加工品製造業者

## ■ 要件

- (1) 県内加工品製造業者又は県内に加工工場を有する加工品製造業者（産地直売所を含む。）であること
- (2) 加工品の原材料の50%以上が県内で生産された農林水産物を使用していること
- (3) 検査の結果、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過した場合、県の措置等に従うこと

## ■ 検査料金等

- (1) 検査件数：1加工品製造業者あたり原則4件まで
- (2) 検査料金：検査料金（税抜）の2分の1に消費税を加えた額

項目	一般食品	牛乳、乳幼児食品	飲料等
検出限界値	10Bq/kg	5Bq/kg	1Bq/kg
必要検体量	100g以上2kg未満	100g以上2kg未満	2kg以上
検査料金(税抜)	12,000円	13,000円	15,000円
うち加工品製造者負担額(税込)	6,480円	7,020円	8,100円

## ■ 実施期間

平成27年5月1日～平成28年3月31日  
(ただし、予算額に達した時点で終了となります。)

## ■ 検査機関及び申込方法

- (1) 一般社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター  
(青森市大字野木字山口164-43 電話：017-762-3620)  
[http://www.eikence.com/kensa\\_housyanoukensan.html](http://www.eikence.com/kensa_housyanoukensan.html)
- (2) 検査センターに「青森県農林水産物加工品放射性物質調査事業」を活用したい旨を電話で伝え、指示を受けてください。

## ■ お問い合わせ

青森県 農林水産部 食の安全・安心推進課 安心推進グループ  
電話：017-734-9352  
FAX：017-734-8086

